改正後	改正前
60　削除	60　(1)　北海道函館市大町10番３号　(32.10) (2)　北海道亀田郡七飯町字大川7904番地　(1138.00)	北緯41度46分14秒東経140度42分49秒の地点と北緯41度46分22秒東経140度42分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯41度47分41秒東経140度43分24秒の地点と北緯41度55分34秒東経140度46分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［61～68　略］	［61～68　同左］
［4　略］	［4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十九　令和七年総務省告示第八十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～8　略］		
9　削除		
10　削除		
［11～17　略］		
［2～4　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～8　同左］		
9　(1)　北海道河東郡音更町字西中音更北19線７－７　(309.90) (2)　北海道河東郡鹿追町幌内13－２　(298.10)		北緯43度08分02秒東経143度02分33秒の地点と北緯43度06分16秒東経142度58分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10　(1)　北海道目梨郡羅臼町海岸町20－２　(106.20) (2)　北海道目梨郡羅臼町礼文町８　(277.00)		北緯44度02分13秒東経145度13分07秒の地点と北緯44度01分43秒東経145度12分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯44度01分34秒東経145度11分42秒の地点と北緯44度01分07秒東経145度10分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［11～17　同左］		
［2～4　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。